

横浜市金沢産業振興センターサービス棟2階空調設備更新工事 特記仕様書

1-1	件名	横浜市金沢産業振興センターサービス棟2階空調設備更新工事
1-2	履行場所	横浜市金沢産業振興センター
1-3	履行期間	契約締結日から令和3年12月28日まで
1-4	工事の目的	空調設備が経年劣化しているため、設備の更新工事を行う。
1-5	現場責任者	現場責任者は、空調設備等の取扱いに精通した者とする。
1-6	工事の内容	<ol style="list-style-type: none">サービス棟2階空調設備を更新する。<ol style="list-style-type: none">既存サービス棟研修室2及び特別会議室用空調設備を撤去し、新たに空調設備を設置する。既存サービス棟不使用となっている研修室1の室外機を撤去する。既存空調設備の制御盤の改修工事を実施する。更新後の試験・調整を行い、安全に空調設備及びポンプ設備の機能が十分に効力を発揮する状態にする。産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。
1-7	設備機器	設備機器等の仕様は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none">空調設備（研修室2用）1台<ol style="list-style-type: none">機種：SRYP280B（ダイキン製） 室内：FRYP280B（圧縮機含） 室外：CRYP280AA（圧縮機無）形状：床置形能力：冷房：25kw、暖房：26.5kw、暖房低温：18.8kw空調設備（特別会議室用）1台<ol style="list-style-type: none">機種：SRYP280B（ダイキン製） 室内：FRYP280B（圧縮機含） 室外：CRYP280AA（圧縮機無）形状：床置形能力：冷房：25kw、暖房：26.5kw、暖房低温：18.8kw

- (4) 電源：三相200V50/60Hz
- (5) 室内機サイズ：H1780×W1470×D510
- (6) 室外機サイズ：H1680×W930×D765
- (7) 室内機重量：279kg
- (8) 室外機重量：140Kg

1-8

交換部品

交換部品は、設計書に記載した材料全てとする。

1 空調設備工事

(1) 空調設備

ア	加湿器 1.3Kg/h	2台
イ	冷媒管（ガス管） Φ19.1	4m
ウ	冷媒管（液管） Φ9.5	4m
エ	同上支持材	1式
オ	冷媒管（液管） Φ9.5	2m
カ	同上支持材	1式
キ	同上継手類	1式
ク	気密試験 窒素ガス圧	1式
ケ	塩化ビニール管	1式
コ	アンカーボルトセット	1式

(2) 電気工事

ア	プリカチューブ・コネクタ #30	2組
イ	プリカチューブ・コネクタ（防水）# 30	2組
ウ	雑材料及び消耗品	1式

(3) ダクト工事

ア	タワミ継手 1140×300	2個
イ	タワミ継手 840×260	2個
ウ	雑材料	1式

1-9

適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な部品・設備等及び工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無に関わらず、請負人の責任において全て完備すること。

1-10

疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議し、その指示に従うとともに、記録を提出すること。

設計図書及び甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 施工

(1) 空調設備工事

ア 既存のサービス棟研修室2用空調設備及び特別会議室用空調設備を撤去し、新たに空調設備を設置すること。

イ 既存の空調設備は、フロンガス回収破壊処理を行うこと。

ウ 既存空調設備の制御盤の改修及び空調設備の試験調整を実施すること。

エ 空調設備の冷媒配管等の保温工事を実施すること。

オ 既存の空調設備撤去及び据付に伴い、ラフタークレーン等の作業は、安全確保をして実施すること。

カ 空調設備工事に伴い、現場機械器具及び関係個所の仮設養生を実施すること。

キ 機器設備工事に関し、場内小運搬、機器据付、パッケージエアコン横引き運搬、試運転調整、作業用外部足場、室内機搬入用壁面パネル取外し再取付、室外機搬入用ドア取外し再取付、遠隔操作器の調整等を実施すること。

ク 撤去工事に関し、機器撤去工事、配管撤去工事、ダクト撤去工事、冷媒回収及び処理、産業廃棄物処理等を実施すること。

(2) 電気工事

ア 既存室内外機器の離線及び更新室内外機器への接続を実施すること。

イ 同上に伴うプリカチューブ及びコネクタの設置工事を実施すること。

ウ 同上に伴う計装工事を実施し、容易に制御が可能とすること。

エ 電線、電線管は、既存を使用し、電線管は再塗装を行う。

オ 電気設備工事に関し、空調機制御盤（屋内形）、自動制御機器（ダクト挿入型温度センサ、取付ブラケット、ダンパ操作器、トランス）、電線、電線管、配管支持金物、BOX及び付属品、プリカチューブ等の改修工事及び付属品、既設盤改造、試運転調整、室外機電源線接続、室内機電源線接続、室外機一室内機制御線接続等を実施すること。

(3) ダクト工事

ダクト設備工事に関し、ダクト加工及び取付工事、支持金物、風量調整ダンパー、器具類取付工事、キャンバスダクト、既設ダクト取外し及び接続を行うこと。

(4) 配管設備工事

配管材料（屋内外冷媒配管、屋内ドレン配管）、配管施工、既設配管接続、保温工事、補充用追加冷媒（R410A）、配管試験等を行うこと。

(5) その他

ア 既設配管・ダクト・配線は既設を再使用すること。

イ 屋外配管ラッキングは機器接続部を除き再使用すること。

ウ 既設基礎は再使用すること。

2 安全管理

- (1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適切な措置を行うとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
- (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等必要に応じた表示を行うこと。

3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運転しながらの工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。

4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。

5 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。

6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議のうえ請負人の負担で速やかに復旧すること。

7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片付け及び清掃を行うこと。

8 その他

- (1) 工事期間中は入居テナント、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事期間中、利用者等の安全には十分注意すること。
- (3) 施工にあたり事前に担当者と綿密に協議し、騒音・振動・異臭等の発生される作業及び資材等の搬出入は、監督員の承認を得ることとする。
- (4) 工事関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、監督員の承認を得ること。
- (5) 施工にあたりトラブルが生じた場合は、監督員に連絡して解決を図ること。
- (6) その他に発生した事項については、監督員と打ち合わせの上、施工すること。

- (7) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。また、工事関係者用に駐車場を無償で用意することができる。
- (8) 施工に使用する電気、水道は無償提供する。